

高齢者に訪問サービスを提供する皆さまへ

新型コロナウイルス感染防止に向けた取組

事業所がすべきことは？

感染症対策の再徹底

- 感染防止に向け、職員間での**情報共有を密にし**、職員同士がよく連携する。
- **基礎疾患がある職員・妊娠中の職員**は、感染した際に重篤化のおそれが高いため、勤務上の配慮をする。

職員がすべきことは？

感染症対策の再徹底

- **マスクの着用**や**手洗い**、**アルコール消毒**等を徹底する。
- **出勤前に体温を計測**し、**発熱**等の症状がある場合には**出勤しない**。
- 職員自らの**行動記録**をつける。



手洗い

サービス提供時に気をつけることは？

基本的な事項

- サービス提供の際は、利用者の**体温測定**をする。（事前が望ましい）
- 「**3つの密**」を避ける。
 - 定期的な**換気**
 - サービス提供前後の**手洗い**、**1ケア1手洗い**
 - 洗っていない手で、職員および利用者の顔などを触らない
 - **マスク・エプロン**・必要時に**手袋を着用**する



密室回避



密集回避

発熱がある場合

- **風邪症状や発熱が2日程度続く場合**、「**帰国者・接触者相談センター**」への相談を促す。
- 保健所によく相談した上で、居宅介護支援事業所等が生活のために必要と判断した場合のみ、以下の点に気をつけてサービスを提供する。
 - **感染防止策を徹底する**
 - **担当職員を固定する**
 - **最後に訪問する**



密接回避

訪問版

かがわ介護保険情報ネット

検索